

医療的ケア児支援促進モデル事業報告書

自治体名： 東京都町田市

1. 地域の現状と課題

町田市内には二次救急病院としての町田市民病院があるが、その他に大規模な総合病院や障害児専門の医療機関はない。そのため、町田市に住んでいる医療的ケア児の主治医は、ほとんどが市外の専門病院等である。

また、町田市の人口は 43 万人弱であるが、医療的ケア児が利用可能な障害児通所支援施設が設置されたのは 2016 年度以降である。

市内に住む医療的ケア児とその家族が市内で住み続けるための、医療的基盤と福祉的基盤が十分とは言えない中で、どのような社会資源を利用して生活していくか、どのようなネットワークを組んで支援を組み立てていくかが課題である。

■町田市の概要

・ 東京都南部に位置し、神奈川県に接しています

・ 面積 72万平方キロメートル

2017年4月1日現在

・ 人口 429,114人

2017年4月1日現在

・ 未就学児 19,491人

2017年4月1日現在

・ 世帯数 19万世帯



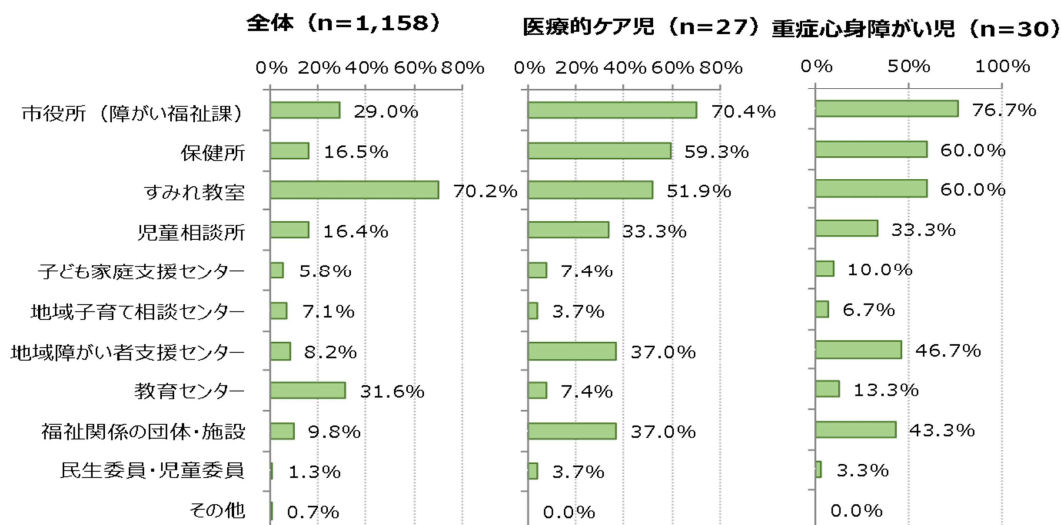
■町田市子ども発達センターすみれ教室の事業

2012 年児童福祉法改正により福祉型児童発達支援センターとして運用

事業概要	発達に遅れやその心配のある 0 歳から就学前までの乳幼児を育てる保護者や関係機関からの相談を受け、発達を促すための指導・助言を行う。
児童発達支援センター	知的障害児が主に利用する福祉型児童発達支援センターで定員 40 名。2016 年度より肢体不自由児の受入れ、2017 年度から医療的ケア児の受入れを開始している。また、幼稚園・保育園と併行して利用する、週1日の療育を開始した。
発達相談及び親子通園	0 才から就学前までの発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者からの相談への対応、児童にとって療育が必要かどうかを小グループの中で見極める療育体験、定員を設けず親子で通園して定期的に小グループでの支援を行う親子通園事業がある。
地域支援	保育園等を訪問し、発達に課題のある児童への対応やクラス運営等の相談や助言を行う出張相談、保育園・幼稚園・学童保育クラブ等の職員を対象に講師を招いて研修等を行う療育セミナー等を開催。 また、地域公開講座として、「叱らない子育て」「落ち着きのない子どもへの対応」などの育児講座も開催。
保護者支援	すみれ教室を利用されている保護者を対象に、児童精神科医等を講師に招き、保護者向け研修を行っている。

■これまでの相談先

重症心身障害児や医療的ケア児の場合、全体に比べて多くの機関と関わっていることが伺えます。



■町田市の公立小・中学校における医療的ケアが必要な児童・生徒数

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
小学校	通常の学級	0	1	0	2	2
	特別支援学級	0	0	1	1	2
中学校	通常の学級	0	0	0	0	0
	特別支援学級	0	0	0	0	0

■特別支援学校「都立町田の丘学園」に在籍する医療的ケア児数

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
小学校	7	6	4	3	4
中学校	4	2	2	4	5
高等学校	7	7	7	3	3
合計	18	15	13	10	12

2. これまでの活動・取組

市立の福祉型児童発達支援センターである「町田市すみれ教室」で 2016 年度から重症心身障害児の受入れを開始し、2017 年度からは医療的ケア児の受入れを開始した。

また、保育園在園中の児童が急遽、医療的ケアが必要になったことをきっかけに、2016 年度に町田市医師会、市民病院、保育関係各課、すみれ教室他が協議の場を設け、支援のために協議を行った。さらに在園児に医療的ケアが必要になった場合には、同様の協議の場で検討を行ってきた。

■すみれ教室のこれまでの対応の経過

	2011 年度 以前	2012 年度	～	2016 年度	2017 年度
子ども生活 部	子どもマスタープラン				子ども発達支援 計画立案
保育園の 状況				在園児の医療的ケア 対応 1 名	在園児の医療ケ アの対応 2 名
すみれ教室 (町田市子 ども発達セ ンター)	(旧知的障害児通園 施設) 肢体不自由・医 療的ケア児 週 1 日程度保護 者同伴で受入 れ	福祉型児童発達支援 センター		肢体不自由児(重症 心身障害児)受入れ 開始 医療的ケア児支援協 議会検討開始	医療的ケア児受 入れ開始 医療的ケア児支 援協議会準備
	親子通園				

■市内の障害児通所支援等の提供体制

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
児童発達支援		3	3	5	5	7	10
(うち、重症心身障害児・ 医療的ケア児の受入れ 可能事業所)	重症心身障害 児	0	0	0	0	1	2
	医療的ケア児	0	0	0	0	0	2
放課後等デイサービス		3	8	11	16	23	30
(うち、重症心身障害児・ 医療的ケア児の受入れ 可能事業所)	重症心身障害 児	0	0	0	0	1	3
	医療的ケア児	0	0	0	0	1	3

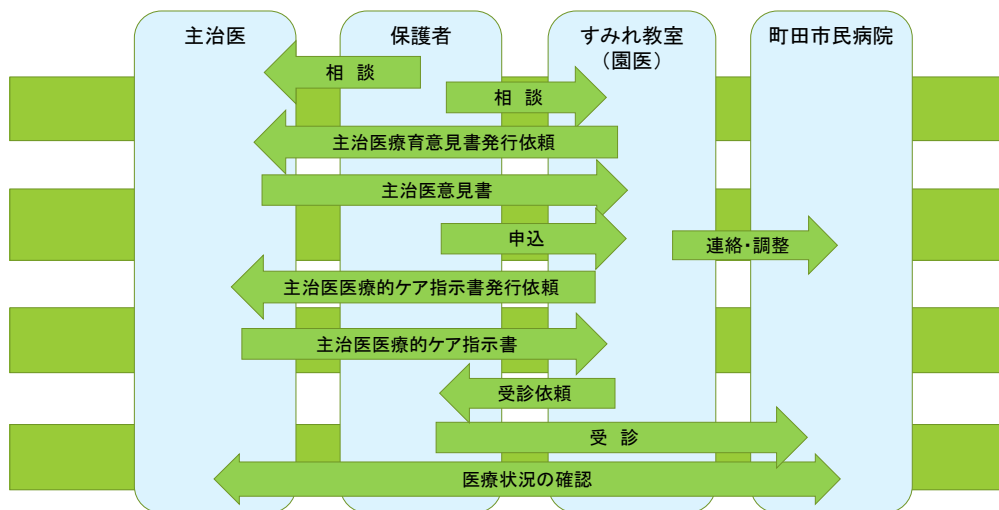
3. 本事業の取組

(1) 児童発達支援事業所等での受入れの促進に対する支援内容及び手法

- ① 実施地域の現状：市内に医療的ケア児の受け皿となる児童発達支援事業所等がほとんどない状況で、医療的ケアが必要な未就学児は、市外の療育施設を利用するほか選択肢がなかった。
- ② 実施内容及び手法：受入れに際しては、看護師・保健師が中心となり、主治医からの意見書や指示書をもとに、町田市医師会や園医、町田市民病院、保健所・訪問看護ステーション等、関係機関と連携を図り、情報共有や申し継ぎを受け、助言を参考にバックアップ体制を整え受入れを進めた。その際、医療機関等とのコーディネート機能が重要であることを認識した。
- ③ 結果：受入れに際しては、保護者のニーズを整理してサービスに繋げるとともに、関係機関との綿密な調整を行った。この間の受入れに関する検討結果と手順を「認可通園における医療的ケア児受入れの方針」、「認可通園における医療的ケア児受入れ実施要領」としてまとめた。

これにより、重症心身障害児・医療的ケア児の受入れにいて一定の自信が付き、2018年2月から2人目の医療的ケア児の受入れを行い、また、2018年度から3人目の医療的ケア児の受入れを予定している。

■受入れまでの流れ



■受入れに際しての連携

連携	
主治医	集団生活の可否の意見書 医療的ケアの指示書(都立特別支援学校の様式を参考) 町田市民病院への情報提供書提出(依頼)
園医	入所に際して指導・助言 (すみれ教室に対して)
町田市民病院	緊急時の受け入れ・対応のために事前診察の依頼 入所前に本人の診察の機会を設ける 情報共有と申し継ぎ
保健所(訪問看護ステーション)	情報共有と申し継ぎ

- 保護者、主治医、訪問看護ステーションから情報収集し職員で共有
- すみれ教室で医療的ケア実施計画書作成
- 母の送迎や緊急時の連絡方法など確認

(2) 併行通園の促進に対する支援内容及び手法

- ① 現状：保護者が通園を希望。本人の状態からも併行通園の利用を検討。
- ② 実地内容及び手法：当初は市内の保育園か幼稚園との連携により進める予定。
- ③ 結果：本人の健康面での状況に変化があったことや、視力の低下により、保育園等の生活にチャレンジする状況が厳しくなり、今年度は次のステップに進めなかったが、保護者の意向や主治医の判断のもと、関係機関との連携を図り引き続き取り組んでいきたい。

■併行通園を目指す

◇共に過ごす中で

- ・ 日常の療育プログラムに参加
(各種の遊び、製作など
太鼓が好きでとても上手！！)
- ・ 夏祭りや運動会、クリスマス会などへの参加

・ 友達と遊んだことを自宅で楽しそうに話すなど、他の子ども達との関わりが成長の刺激に！

・ 子どもが適切な集団で過ごすことの大切さを再認識

◇併行通園を目指す

- ・ 集団生活に慣れたころ保護者の意向を踏まえ
て検討することにしていった。

課題：受け入れの園の医療的ケアの実施状況

・ 本人の状態の変化があり進められなかった。
(視力、食事摂食リハビリ中)

(3) 喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能取得のための研修の実施内容及び手法

- ① 現状：保育士 2 名が第 3 号研修を終了「喀痰吸引等研修(特定の者対象)」
- ② 実施内容及び手法：2016 年度東京都介護職員等による吸引等の実施のための研修(特定の者対象)に、保育士 2 名が参加し基礎研修過程受講。同保育士 2 名が 2017 年度実地研修課程受講。
- ③ 結果：本児に関する理解が深まり、支援内容の充実が図かれた。今後はさらに園内の職員全体を対象とした研修を実施し、受入れ児の拡大と支援内容の充実を図っていききたい。

■人材育成及び確保について

	研修名	対象	参加数
2016 年度	東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象・基本研修課程)修了— 3号研修	保育士	2名
	重症障害児(者)医療 看護師講習会	保健師 看護師	2名
2017 年度	東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象:実地研修のみ)受講— 3号研修	前年度研修に参加した保育士	(2名)
	東京都医療的ケア児支援者育成研修	看護師	1名
	【増員】 臨時職員の看護師(短時間)雇用	看護師	1名枠
2018 年度	園内研修(予定) 医療的ケア児の理解を深め、生活を支える	全職員	
	【増員】 非常勤嘱託員の看護師(短時間)雇用	看護師	2名枠

※ 医療的ケア児の受入れは、看護師・保健師の適正な配置が必須。

(4) 緊急時の対応マニュアルの作成、医療的ケア児の日中活動の支援体制の検討内容及び手法

- ① 現状: 園内の「認可通園における医療的ケア児受入れの方針」、「認可通園における医療的ケア児受入れ実施要領」をもとに、療育や集団生活を継続している。
- ② 実地内容及び手法: 主治医の指示書、意見書をもとに、職員が協力して安全に医療的ケアが実施できるようマニュアルを作成し、施設長を中心に保護者、園医、緊急時対応の医療機関との連携体制を整えた。
- ③ 結果: 医療的ケア実施計画、マニュアルをもとに、安全に実施できるように努めた。また、予想される緊急時の対応をまとめ、実施要領内に緊急時の対応を明記した。医療的ケア児と共に過ごしてみて、子どもは成長とともに状態が変わり、それに伴い支援が変わる観点を持ち、時々に合わせて支援を実行することが重要であることを認識した。

■医療的ケアの内容（すみれ教室での生活）

	一日の活動	医療的ケア
10:15 ごろ	登園(母と自家用車で) 朝の支度、自立課題(机上)	体調確認 バイタルサイン・SPO2 のチェック・意識の状態
10: 25	水分補給・朝の集まり 挨拶、呼名、ペープサート等	
10: 35	午前の活動(素材遊び、音遊び、 運動遊び、教具、設定遊び等)	
11:30 ごろ		経鼻エアウェイ挿入(マニュアル参照) 吸引(鼻腔・口腔) 呼吸音確認 SPO2 のチェック
12:00	食事(摂食訓練) 食後着替え	誤嚥防止見守り、吸引準備 バイタルサイン・SPO2 のチェック
13:00 13:35	午後の活動	
13:35 13:50	水分補給・帰りの集まり 通園バス乗車 降園	体調確認 バイタルサイン・SPO2 のチェック

■予想される緊急時の対応

急変等に際しては、施設長に報告後保護者への連絡を行い、主治医及び提携する医療機関等に至急に連絡をとり、指示の下、対応を行い必要時搬送する。

予想される緊急時の対応（頭蓋骨早期癒合症、鼻腔狭窄の児童の例）	
対象児童	3歳児 男子
安静時バイタル	体温36.5～37.0℃ 脈拍90～100 SPO ₂ 97～99%
病名	頭蓋骨早期癒合症、水頭症、VPシャント、キアリ奇形、鼻腔狭窄
医療的ケア実施内容	鼻腔狭窄に対してエアウェイの挿入と吸引。バイタルチェック3回(体温・心拍数・SPO ₂)
予想される緊急状況とその対処方法	経鼻エアウェイ挿入に伴う出血 <ul style="list-style-type: none"> ・出血量の確認。出血部位を圧迫し止血を行う。少量であれば止血確認し、時間をおいてから再挿入する。 ・出血が多量の時や、止血できない場合は、早めに受診し医師の指示を受ける。 ・呼吸状態や他症状を確認し、状態の改善がみられない時は指定医療機関へ搬送する。
	吸引に伴う出血 <ul style="list-style-type: none"> ・出血量と部位を確認し少量であれば圧迫等で様子を見る。多量の時は全身の状態をみて早めに受診し、医師の指示を受ける。状態の改善がみられない時は指定医療機関へ搬送する。
	誤嚥 <ul style="list-style-type: none"> ・食事中は吸引器を常備しておく。誤嚥が疑われる時は吸引器等を使用して閉塞物を除去し、呼吸状態を改善する。SPO₂測定して確認する。状態の改善がみられない時は指定医療機関へ搬送する。
	脳脊髄液圧の影響による意識の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・意識状態、嘔吐、ふらつき等を観察し、安静にして状態の改善を図る。状態の改善がみられない時は指定医療機関へ搬送する。

4. 本事業の実施スケジュール

	2017年4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業 実施 内容	<p>① 4月から医療的ケア児の受入れ開始</p> <p>②併行通園の検討</p> <p>③人材育成研修 2016年度保育士2名が3号研修の受講</p> <p>④体制整備の促進 8月医療的ケア児の協議の場の検討</p>					
	2017年10月	11月	12月	2018年1月	2月	3月
事業 実施 内容	<p>① 2月から2人医療的ケア児を受入れ</p> <p>③ 人材育成研修 2017年度11月保育士2名が3号研修修了</p> <p>④体制整備の促進 10月～12月 医療的ケア児の協議の場の検討5回実施</p> <p>事業中間報告</p> <p>事業結果のまとめ</p>					

5. 今後の展開に向けて

医療的ケア児の、地域生活を支えるための協力体制を構築するための協議会等の設置について

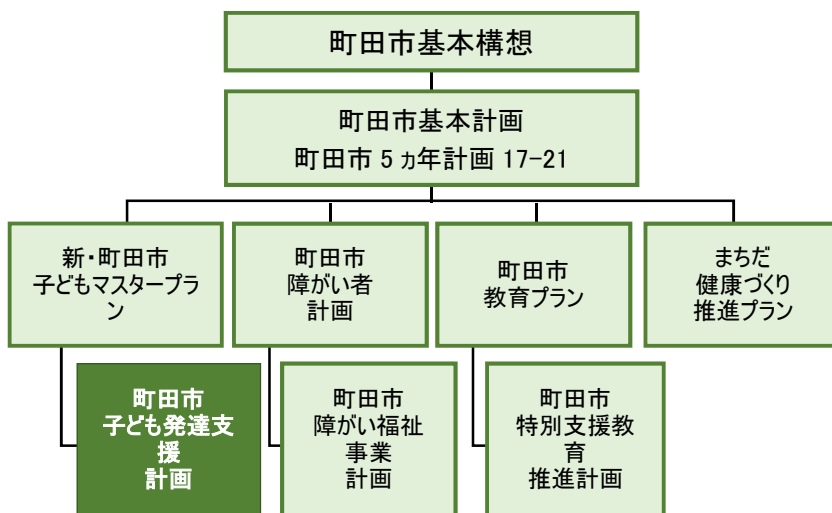
- ① 現状：医療的ケアが必要になった保育園在園児について情報交換と対応に関する協議が開始されたが、常設的な協議の場はまだ設置されていない。
- ② 実施内容及び手法：2016年度から個別の子どもの保育園での医療的ケアをテーマとした協議会をスタート。そこから発展して重症心身障害児・医療的ケア児の支援のための協議の場の常設化に向けた庁内検討会等(※1)を実施。
- ③ 結果：重症心身障害児・医療的ケア児支援のための協議会の常設化と医療的ケア児等のコーディネーター(※2)の配置を取り組み項目に加えた「町田市子ども発達支援計画(第一期障害児福祉計画)」を策定した。

※1 2017年度は、保育幼稚園課、子育て推進課、すみれ教室を中心に開催。

最終回のみ保健予防課、障がい福祉課が参加。

※2 医療的ケア児等のコーディネーターは、看護師、保健師等の医療職を想定。

■町田市子ども発達支援計画(障害児福祉計画)について



- 医療的ケア児等を含む支援が必要な子どもたちに対する支援項目を障害福祉サービスだけでなく、教育・保育施策、子育て支援施策、スポーツ振興施策や街づくり施策など広範囲にわたる取組みとしてまとめた。
- 他の関連計画との整合性を図り、各部署の施策の方向性を統一する。
- PDCAサイクルで進捗管理することで、課題解決を図る。

■協議の場づくりに向けた経過

2016 年度より、急遽医療的ケアが必要となった保育園在園児への医療的ケア実施を検討する際に、町田市医師会（園医等を含む）、町田市民病院、保育・幼稚園等の代表、町田市子ども生活部保育関係各課、すみれ教室が検討を行った。

町田市医師会、町田市民病院の協力のもと、保育受入れの仕組みづくりに関しては保育・幼稚園課、受入れ園としての体制整備は公立保育園を所管する子育て推進課、医療機関とのコーディネートはすみれ教室が行った。

新たな医療的ケア児の入園に関する仕組みづくりは途上であるが、個別ケースについてはワーキンググループで対応しており、すみれ教室も医療的なコーディネートを担っている。

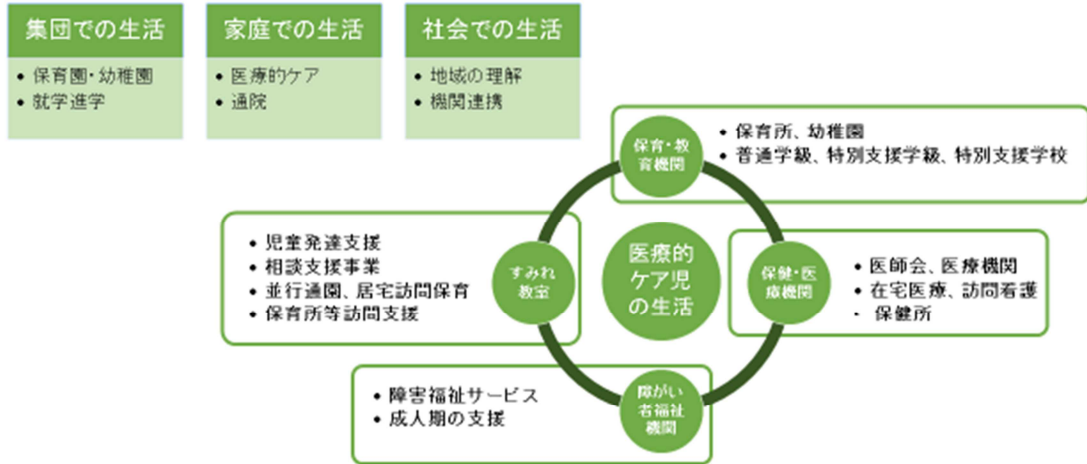
今後は保育の受入れだけでなく、医療的ケア児の生活全般の諸問題について協議する場を設置する予定である。

■スケジュール

	時期	内容	参加
2017年	8月	保育・療育での受入れ状況の報告 先進事例視察報告、都内情報の報告 個別対応が必要な事例の検討	町田市医師会、法人立保育園協会、町田市民病院、子ども生活部（市立山崎保育園、保育・幼稚園課、子育て推進課、すみれ教室）
	10～11月 (4回)	「協議の場」常設化の素案の検討 保育受入れのための仕組みの検討	子ども生活部（保育・幼稚園課、子育て推進課、すみれ教室）
	12月	「協議の場」の常設化及び医療的ケア児保育受入れ体制の整備について情報交換	町田市医師会 子ども生活部（保育・幼稚園課、子育て推進課、すみれ教室）
		今後のスケジュール	
2018年	2～5月	2018年度のスケジュール作成、 「協議の場」の常設化の要綱の作成他	
	6月～	「協議の場」の常設化（2018年5回予定） ●生活状況等の報告 ●「保育受入れガイドライン」の作成	
	11月頃	「保育園入所のための意見」作成のための個別回開催	

■ 関係機関連携に向けた協議の場

※ 完成形のイメージ図



※ 協議の場の常設化に伴い、「町田市子ども子育て会議」との連携及び「町田市障がい者施策推進協議会」への情報提供等を検討していく。

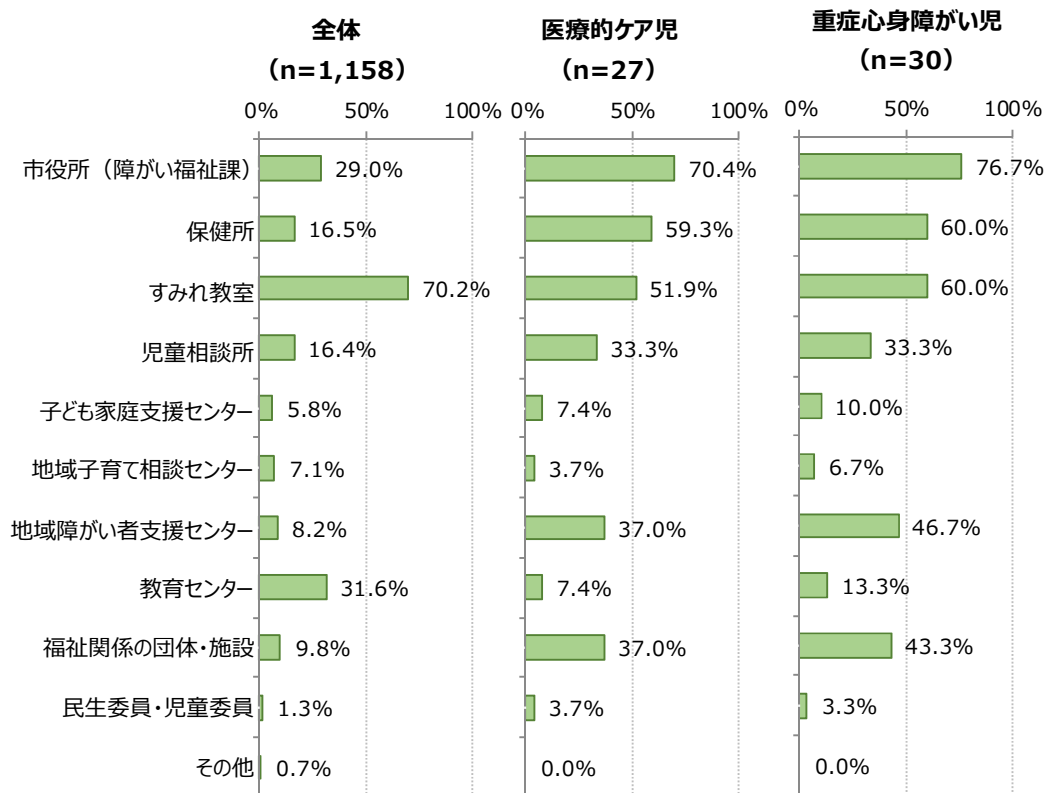
6. 参考資料

市民意識調査で得られた重症心身障害児・医療的ケア児の回答内容より

1) 関わっている機関

・重症心身障害児^{※1} や医療的ケア児^{※2} の場合、全体に比べて多くの機関と関わっていることが伺えます。

■ 保護者：問 24 これまでの相談先



※通園・通学先、医療機関以外の相談先

※1 重症心身障害児：愛の手帳1・2度、かつ身体障害者手帳1・2級と回答した子ども

※2 医療的ケア児：問 30 および他の問の回答から、医療的ケア(※3)を受けていると判断した子ども (そのうち重症心身障害児は17名)

※3 医療的ケア：人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むための医療(児童福祉法第56条の6第2項より)で、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について」)

ヒアリング調査

発達支援を行う事業者や公的機関では、多くの保育園・幼稚園等で、医療的ケア児について高い関心を持っている反面、医療的な支援に携わる人材が不足しているのではないかと感じています。

医療的ケア児が自宅で生活する際には、複数の機関で協議が行われていました。

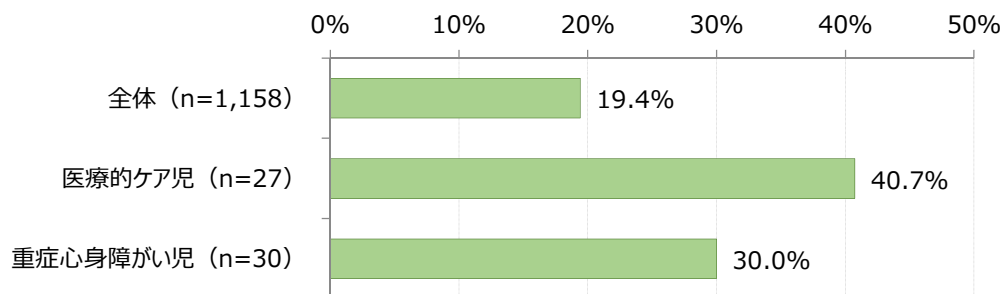
訪問看護ステーションでは、利用する子どもごとに、関係する機関と保護者を交えて、必要な支援内容の確認や対応の役割分担などについて話し合いを行っていました。

2) 社会参加

- ・地域の行事や活動に参加したことはないと回答した割合は、全体の 19.4%に比べ、医療的ケア児は 40.7%、重症心身障害児は 30.0%と高くなっています。

■保護者：問 18 地域の行事や活動について

〔参加したことはない〕



町田市子ども発達支援計画(第一期障害児福祉計画)より

2018 年度～2020 年度

町田市子ども発達支援計画の医療的ケア児に関わる特徴

医療的ケア児 や重症心身障 害児の支援

医療的ケア児や重症心身障害児を、保育園等で安全に受入れる体制を整備するとともに、一人ひとりの状況に合わせ、さまざまなサービスを調整するコーディネーターを配置します。また、支援体制の一層の充実に向けて、医療、教育、保育、障害福祉、子育て支援など関係機関の協議会を設置します。

町田市子ども発達支援計画の医療的ケア児に関わる特徴

目指す姿 3 きめ細やかな支援が必要な家族を支える

基本施策(1)

重症心身障害児や医療的ケア児の家族が地域の中で安心して生活することへの支援

<現状と課題>

調査の結果、重い障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもは、多くの相談機関と関わっていますが、社会参加が少ない傾向がうかがえます。地域社会の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を充実させ、関係機関の連携を強化することが求められています。

<施策の方向>

発達に支援が必要な子どもやその家族が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。

◆取組事業

取組	内容	担当課	指標	現状	目標
医療的ケア児支援コーディネーターの配置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、すみれ教室に配置します。	すみれ教室	配置数(人)	0	1 (2019年度)
(仮)医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多分野の関係機関が連携して、医療的ケア児等に適切な支援を提供するための体制構築に向けた協議を行います。	すみれ教室	協議の場の設置	準備	設置 (2018年度)

認可通園における医療的ケア児受入れの方針

1 目的

医療的ケアを必要とする子どもに対し、すみれ教室において一人ひとりの状況に応じて、必要な医療的ケアを実施し、療育やグループ指導等の機会を提供します。それにより、健康を維持し、心身の成長と発達を促すことをめざします。

2 対応の基本

- (1) 医療的ケアは、主治医の意見書・指示書のもと、嘱託医の指導・助言を受けて行います。
- (2) 対応にあたっては保護者からの申請に基づいて、以下の医療的ケアの実施手続きを経て行います。また、ならしの期間を設けて開始します。
- (3) 緊急時に備え、町田市民病院をはじめ、近隣の大学病院へ搬送する体制を整えます。
- (4) すみれ教室の医療的ケア園内連絡会で子どもの状況や医療的ケア等について共通理解します。
- (5) 人工呼吸器を使用する等の高度医療的ケア児の受け入については、今後、市で設置予定の医療的ケア児・重症心身障害児支援協議会での意見をもとに、準備いたします。
- (6) 職員の研修を行い医療的ケアに関する理解を深めます。
- (7) 受入れに関する具体的な方法等は、「認可通園における医療的ケア児受入れ実施要領」に定めます。

3 対象者

認可通園の子どもで、保護者から医療的ケアの実施の申請があり、主治医が承認し、すみれ教室の施設長が承認したお子さんとしてします。

認可通園における医療的ケア児受入れ実施要領

1 医療的ケアの内容

すみれ教室で行う医療的ケアの範囲は以下の項目とします。

- (1) 吸引(口鼻腔・気管切開部・エアウェイ内)
- (2) 経管栄養(留置経鼻・胃ろう・腸ろう)
- (3) 経鼻エアウェイの挿入と管理
- (4) 酸素吸入と管理
- (5) 導尿
- (6) ストーマ管理
- (7) 与薬(必要時)
- (8) 吸入(必要時)
- (9) その他、上記以外の医療的ケアが必要な場合は、主治医・嘱託医・保護者と十分に相談の上、対応を検討し、主治医の指示の範囲で施設長が許可したものとします。

2 医療的ケアの体制

(1) 体制

- ① 主治医の意見書・指示書のもと、嘱託医の指導・助言を受け、園内全体で取り組み、実施にあたっては、認可通園部門を中心に安全に実施できる体制を整えます。
- ② 保護者と実施者は健康状態や医療的ケアの実施について日々の状況を共有します。
- ③ 医療的ケア園内連絡会を通して子どもの状況を関係者で共通理解し、連携を図ります。必要に応じて主治医や嘱託医との医療相談を行い指導・助言を受けます。

(2) 医療的ケア園内連絡会

- ① 医療的ケアを安全で円滑に実施するために、「医療的ケア園内連絡会」を設けて、子どもの状況を関係者で共通理解し、連携を図ります
- ② 嘱託医に、お子さんの状態と医療的ケア内容について報告し、指導・助言を受けて行います。
- ③ 会のメンバーは、認可部門の職員を中心に、親子部門、相談部門、看護職員とします。
- ④ 開催は認可部門の入所希望があった場合の他、必要に応じて行います。

(3)実施場所

医療的ケアを必要とする子どもは、体力や抵抗力が低下している場合が多いため、感染防止に心がける必要があり、極力、人の出入りの少ない場所を実施します。今後、衛生が保てるような環境の整備を行います。

(4)必要物品について

①個人のケアに必要な物品は保護者に準備をお願いします。

吸引や口腔ケア時に使用しているディスポグローブやアルコール綿等で、個人に限定して使用するものに関しては個人で用意していただきますが、個人に特定ではなく、感染予防対策の様々な場面で使用するものに関しては、園で計画的に購入し管理します。

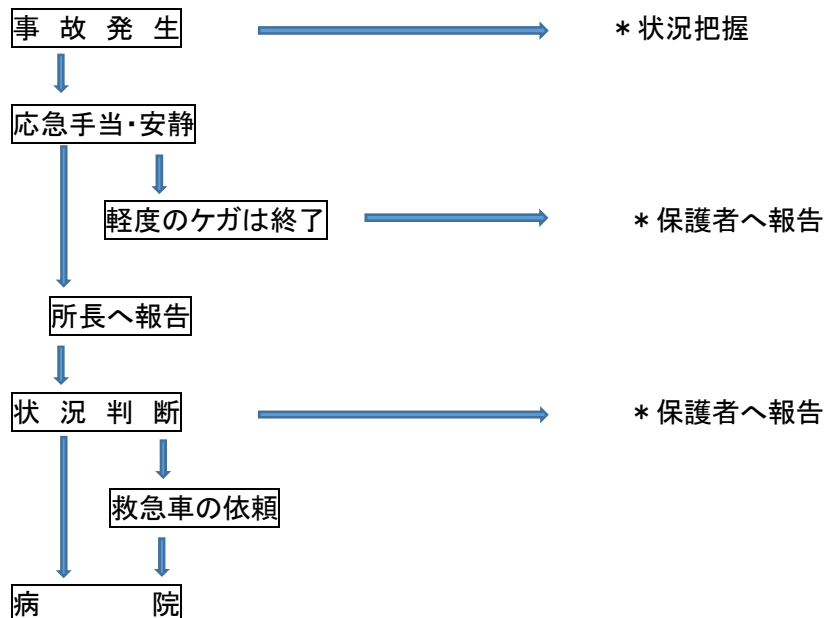
②器具の消毒や保管等、衛生管理に十分注意します。

(例)

個人で用意していただくもの	園で準備するもの
吸引チューブ	ディスポグローブ
ペットボトル	アルコール綿

(5) 緊急時の体制

①【事故発生時の対応の流れ】園内の事故発生時の対応の流れをもとに対応します。



③ 【予想される緊急時の対応】個別の対応をもとに行います。急変等に際しては、施設長に報告と保護者への連絡を行い、主治医及び提携する医療機関等に至急に連絡をとり、指示の下対応を行い、必要時搬送します。

※ 頭蓋骨早期癒合症、鼻腔狭窄の児童の例(主な緊急状況の抜粋)

医療的ケア	予想される緊急状況	対応・緊急搬送先
経鼻 エアウェイ	出血 (エアウェイで鼻腔等を傷つけた可能性がある。)	<ul style="list-style-type: none"> ・出血量の確認。出血部位を圧迫し止血を行う。少量であれば止血確認し、時間を置いてから再挿入する。 ・出血が多量の時や、止血できない場合は、早めに受診し医師の指示を受ける。 ・呼吸状態や他症状を確認し、状態の改善がみられない時は指定医療機関へ搬送する。
吸引	出血	出血量と部位を確認し少量であれば圧迫等で様子をみる。多量の時は全身の状態をみて早めに受診し、医師の指示を受ける。状態の改善がみられない時は指定医療機関へ搬送する。

(6) 職員の研修について

医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために職員の研修を行います。

研修名	対象者	目的
第3号研修 (喀痰の吸引研修)	医療的ケアの特定行為を実施する保育士等	保育士等が特定の者対象に医療的ケアを実施する場合の特定行為の認定
東京都医療的ケア児支援者育成研修	看護師・保健師等	必要な支援に関して理解を深める。
重症心身障害児(者)医療 看護師研修	看護師・保健師等	医療的問題に関する知識と看護の具体的方法を知り、療育内容の向上を図る。
園内研修	全職員	医療的ケア児の理解を深め、生活を支える。

(7) 計画と記録

①医療的ケア実施の看護計画

保護者からの依頼事項や、主治医からの意見書・指示書をもとに、担当者間でケアの方法、配慮事項についての共通理解を図ります。看護職は手順等を整理して、医療的ケア実施の看護計画と実施マニュアルを作成します。

②日々の記録

子どもの体調や医療的ケアの実施状況を記録することで、環境や対応についての取り組みの効果を知るとともに、体調の変化の把握に役立てます。

③ヒヤリハットの蓄積

日々の療育生活の中では、緊急事態には至らないまでも、「ヒヤリ、ハッ」とする出来事があります。ヒヤリハットは皆で考え、取り組むことで危険への気づきを持つことが重要と捉え、より安全な医療的ケアの実施体制のためにいかしていきます。

(8)実施手続き

医療的ケアの実施においては以下の手続きを行います。

- ①事前に保護者から口頭で依頼を受けた現担任は、施設長に報告し、後日看護職とともに面談し、「医療的ケア実施に関する手続きの流れ」様式5を用いて説明をします。
- ②保護者に「医療的ケア依頼書」様式1と、主治医にご記入を依頼する「乳幼児療育事業における意見書」様式2を説明してお渡しします。
- ③上記の書類は、認可通園の入所申し込み時に保護者から提出していただきます。
- ④看護職は、囑託医に依頼を受けた子どもの状態と医療的ケア内容について相談します。
- ⑤入所申込書と様式1、様式2をもとに、別に定める入所基準で評価し、すみれ教室の入園調整会議で協議します。
- ⑥内定後、「医療的ケア指示書」を保護者に説明してお渡しし、主治医記入後に受け取ります。
- ⑦医療的ケア園内連絡会で、「医療的ケア依頼書」、「乳幼児療育事業における意見書」、「医療的指示書」と、囑託医の指導・助言をもとに、子どもの状況を共有します。(子どもの情報用紙作成)
- ⑧看護職は、子どもに応じた「医療的ケア実施計画書」様式3と、「実施マニュアル」を立案します。
- ⑨入所後、看護職者は登園日の子どもの健康観察を行い、安全に医療的ケアを実施し、事故防止に努めます。ケア実施時は「医療的ケア実施記録」に記録し、連絡ノートで保護者に伝達します。
- ⑩保護者に、自宅での健康状態やケア内容等を連絡ノートにご記入いただき、共有します。
- ⑪月末に「医療ケア実施報告書」により、実施状況を施設長に報告します。また、主治医および囑託医に年間の医療的ケア実施状況を報告します。
- ⑫次年度以降の指示書については、保護者に「医療的ケア継続等指示書」様式4を説明してお渡しし、主治医記入後に受け取ります。

様式 1

記入日 年 月 日

町田市子ども発達センターすみれ教室
所 長

医療的ケアについて依頼書

下記のとおり、すみれ教室認可部門において医療的ケアの実施を希望します。
併せて、貴施設での医療的ケアに際し、必要な医師の意見書の徴取をお願いします。

記

1 お子さんの氏名

生 年 月 日

保 護 者 氏 名

2 希望する医療的ケアの内容

吸引(口鼻腔・気管切開部・エアウェイ内)

経管栄養(留置経鼻・胃ろう・腸ろう)

経鼻エアウェイの挿入と管理

酸素吸入と管理

導尿

ストーマ管理

与薬(必要時)

吸入(必要時)

その他 ()

3 主治医等の医療機関の名称及び連絡先等

4 医療的ケア実施の際の留意点・トラブル時の対応方法について

様式 2

年 月 日記入

町田市子ども発達センター すみれ教室
所 長

乳幼児療育事業における意見書

医療機関名
医 師 名

氏 名	男・女 (年 月 日生) 歳 月
診断名・ 主症状	

1. 今までの経過(症状・治療・検査結果)について

2. 現在の様子・処方・今後の検査日程などについて

3. 療育に対する指示および期待すること
 - ① 療育に対して配慮する点など

 - ② プール指導(年間を通じて、水温 30℃で約 1 時間の指導)について
(可・不可)

 - ③ 姿勢・運動面について

 - ④ バス通園について(最大片道1時間程度の乗車時間)
(可・不可)

4. 緊急時の対応について(注意が必要な様子、症状等)

様式 3

すみれ教室医療的ケア実施計画書				〇〇町子す号 2017年〇月〇日			
グループ名・氏名		生年月日		年齢		性別	
医療的ケア指示書内容							
保護者からの留意点							
すみれ教室での実施方法							
医療的ケア実施にあたって							
保護者の同意							

様式4

記入日 年 月 日

町田市子ども発達センターすみれ教室
所 長

医療的ケア指示書(継続・変更・解除)

医療機関名
医 師 名

標記の件について下記のとおり指示いたします。

指示期間(年 月 日 ~ 年 月 日)

1. お子様の氏名: (年 月 日生)
2. 年 月 日に受診の結果、医療的ケア指示書の記載内容に関して
これまでどおりの内容で継続

変更あり
変更内容()

 年 月 日から解除

様式 5

医療的ケア実施に関する手続きの流れ（保護者説明用）

※認可通園の入所をご希望の際は、主治医にすみれ教室での集団生活が可能かどうかご相談をなさってください。

- 1 医療的ケアの希望を現担任、もしくは保健師・看護師（以下看護職）にお伝えください。
- 2 現担任及び看護職が面談を行い、希望内容を確認させていただきます。
- 3 面談後に、看護職が「医療的ケアについて依頼書」様式1と、「乳幼児療育事業における意見書について」様式2をお渡します。
- 4 様式1は保護者をご記入ください。
様式2の意見書は、主治医にご記入をご依頼ください。
(※ 恐れ入りますが、意見書は文書料が発生する場合があります)
- 5 上記の書類は、認可通園の入所申し込み時にご提出ください。
(※必要に応じて、すみれ教室の嘱託医に意見書の内容を確認してもらい、アドバイスを受ける場合がありますので、ご了承ください。)
- 6 入所のための面接を行います。可能であれば親子同伴でご出席ください。ご自宅での様子や健康面の配慮点等をお伺いいたします。
- 7 後日、入所の選考結果を通知いたします。
- 8 内定後、「医療的ケア指示書」をお渡しいたしますので、主治医にご記入をご依頼ください。
(※ 恐れ入りますが、意見書は文書料が発生する場合があります)
- 9 主治医が記入された指示書を、現担任や看護職にご提出ください。
- 10 指示書をもとに、医療的ケアの内容や留意点等について保護者に確認させていただきます。必要に応じて数回行うことがありますので、ご了承ください。
- 11 入所後、ならし期間を経てすみれ教室での医療的ケアを開始します。
(※医療的ケアに必要な物品について、準備をお願いします。)